



2024年2月27日

各 位

会社名 株式会社アウトソーシング
代表者名 代表執行役会長兼社長 土井 春彦
(コード番号: 2427 東証プライム)
問合せ先 執行役 梅原 正嗣
経営管理本部 管掌
電 話 03-3286-4888(代表)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2024年5月中旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年4月3日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日： 2024年3月19日（火曜日）
- (2) 基準日： 2024年4月3日（水曜日）
- (3) 公告方法： 電子公告

<http://www.pronexus.co.jp/koukoku/2427/2427.html>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

当社が2024年2月27日に公表した「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社BCJ-78（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手の実施を予定しているとのことです。

具体的には、①本公開買付けの成立により、公開買付者が合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第179条に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者が合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び当社の創業者であり代表執行役会長兼

社長である土井春彦氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

つきましては、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することいたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立により、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が本株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

なお、本公開買付けの買付け等の期間が延長された場合、本臨時株主総会の基準日も延期する予定です。

以 上